プロジェクト　**税効果会計**

項目　**早急に対応すべき論点の追加に関する検討**

本資料の目的

1. 第 314 回企業会計基準委員会及び第 21 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、事務局から、早急に対応すべき論点に限定して検討を行い、早期に JICPA の実務指針を ASBJ の適用指針等として移管することを提案した。その際、以下の 7 つの論点を早急に対応すべき論点として取り扱うことを提案した。

   (1) 開示に関連する論点
   (2) 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い
   (3) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性
   (4) 繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）
   (5) 子会社の留保利益に係る税効果（会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）における定めとの整合性）
   (6) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）
   (7) 関連会社の留保利益等に係る税効果（認識規準）

2. 本資料は、前項に記載した論点以外の論点について、その内容と影響の程度等を確認し、追加で抽出すべきものがないか検討することを目的としている。

3. なお、文中の括弧内の番号及び属性（財務諸表利用者、財務諸表作成者又は監査人）は、配布されているファイルに綴じられている「現行の実務指針に関する課題の一覧」の番号及び提案者の属性である。

検討対象とした論点

4. 本資料では、専門委員会の立ち上げ時に専門委員から寄せられた課題のうち、以下の論点について早急に対応すべきかどうか検討を行う。

   (1)　住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い
   (2)　中間財務諸表及び四半期財務諸表における簡便法
   (3)　連結納税を離脱する際の税効果
   (4)　その他の包括利益に対する課税
   (5)　在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果
   (6)　追徴税額の会計処理
   (7)　対象とする税金の範囲

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(8) 無対価組織再編に係る税効果
(9) グループ法人税制における寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果
(10) 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合における税効果
(11) 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果
(12) 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果
(13) 連結税効果実務指針第 48 項の数値例
(14) 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い
(15) 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類
(16) 会計基準等の体系など

(1) 住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い

5. 現在、住民税均等割は、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理されている[1]。この点に関して、住民税均等割は利益に関連する金額を課税標準としないことから、販売費及び一般管理費として処理するように見直しが提案されている（54 番、監査人）。

6. 同様に、実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」では、事業税の付加価値割の課税標準については利益に関連する金額と利益に関連しない金額を一体として取り扱い、販売費及び一般管理費として処理することとされており、利益に関連する金額に対応する税額のみを分離する考え方は採用されていない。この点に関して、利益に関連する金額を課税標準している部分については、「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理するように見直しが提案されている（54 番、監査人）。

(2) 中間財務諸表等及び四半期財務諸表等における簡便法

① 中間財務諸表等

7. 中間財務諸表等における税金費用の取扱い（原則法[2]と簡便法[3]）のうち、簡便法について以下のとおり見直しが提案されている。

---

[1] 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「諸税金に関する取扱い」という。）では、法人税、住民税及び事業税の表示について、「当該事業年度の法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税は、「法人税、住民税及び事業税」として損益計算書の税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載する。」と定められている。
[2] 原則法とは、中間会計期間を一事業年度とみなして中間会計期間を含む事業年度の法人税、住民税及び事業税の計算に適用される税率に基づき年度決算と同様に税効果会計を適用して計算する方法である。
[3] 簡便法とは、予想年間税金費用を予想年間税引前当期純利益で除して算定する見積実効税率を税引前中

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

① 年次見積実効税率による方が年間業績を予測しやすいこと等の理由から、会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」における簡便法を原則的な方法にすべきではないか（27 番、財務諸表作成者）。

② 簡便法は原則法と大きな差異が生じない範囲で認められるべきものであり、現行の簡便法は原則法と大きな差異が生じる可能性があるため、簡便法の定めを維持すべきか検討を行ってはどうか。仮に簡便法を維持する場合には、その一部[4]を見直す必要があるのではないか（28 番、監査人）。

② 四半期財務諸表等

8. 四半期財務諸表等における税金費用の取扱いについて、原則法により四半期末時点における繰延税金資産の回収可能性を判断する場合、年度の途中段階であることから、四半期末における将来の課税所得の見積方法などについて年度の取扱いとは別個の取扱いが必要かどうか検討を行うことが提案されている（59 番、監査人）。

(3) 連結納税を離脱する際の税効果

9. 制度の対象となる子会社が連結納税から離脱するケースが散見されるが、離脱により損益が計上されるか否かについて取扱いが不明確であるとして検討を行うことが提案されている（60 番、監査人）。

10. なお、この点については、実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（以下「実務対応報告第 5 号」という。）Q13[5]において、連結納税を離脱する場合の繰延税金資産の回収可能性に関する定めが設けられており、離脱により損益が計上されるものと考えられる。

間純利益に乗じて税金費用を計算する方法である。

[4] 見直す必要がある点として、具体的には以下の 2 つが挙げられている。

① 当期首において繰延税金資産を計上していなかった重要な一時差異等に係る繰延税金資産について、期中に回収可能であると判断する場合、簡便法では見積実効税率を見直すため、当該見直しの影響が平均化される。この場合に、原則法と簡便法に大きな差異が生じるため、見直す必要があるのではないか。

② 見積実効税率及び法定実効税率を算定する際に税引前中間純利益又は損失に加減する「一時差異等に該当しない差異」について、例えば、当中間会計期間に発生したがスケジューリング不能のため評価性引当金を計上すべき将来減算一時差異なども「一時差異等に該当しない差異等」に含まれることを定める必要があるのではないか。

[5] 実務対応報告第 5 号 Q13 では、連結納税を離脱する場合の取扱いとして下記のように記載されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(4) その他の包括利益に対する課税

11. 例えば、連結納税加入時にその他有価証券が税務上時価評価された場合などにおいて、その他の包括利益に対して課税されることがあるが、当該項目に関連する支払税金を「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理するのか、「その他の包括利益」に含めて処理するかについて明確化が提案されている（55 番、監査人）。

(5) 在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果

12. 在外子会社及び持分法適用の関連会社に対する持分への投資のヘッジに関して、個別財務諸表においては、企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」[6]により、例示区分 1 号、2 号、3 号及び 4 号ただし書きに該当する企業においては、繰延ヘッジ損失について回収可能とされている。

一方、為替換算調整勘定に関する連結財務諸表における税効果に関しては、連結税効果実務指針[7]により、子会社等の株式の売却の意思が明確な場合にのみ税効果を認識するとされている。

---

(1)　連結納税主体における税効果会計の適用
①　加　入　（省　略）
②　離　脱
連結納税親会社により、現在、連結子会社かつ連結納税子会社である会社を、将来、連結納税主体から離脱させること（子会社株式の売却等）について意思決定がなされ、実行される可能性が高いと認められる場合には、将来、その離脱が行われるものとして繰延税金資産の回収可能性を判断する。また、連結納税親会社の当該連結納税子会社に対する投資に係る一時差異のうち、売却により解消されるものについて、税効果を認識することになる。ただし、将来減算一時差異については、繰延税金資産の回収可能性が認められる場合に限る。
(2)　連結納税子会社の個別財務諸表における税効果会計の適用
①　加　入（省　略）
②　離　脱
連結納税親会社により、現在、連結子会社かつ連結納税子会社である会社を、将来、連結納税主体から離脱させること（子会社株式の売却等）について意思決定がなされ、実行される可能性が高いと認められる場合には、当該連結納税子会社の個別財務諸表において、将来、その離脱が行われるものとして繰延税金資産の回収可能性を判断する。

[6] 企業会計基準適用指針第 8 号第 4 項(4)では、「(4)　繰延ヘッジ損益に対する税効果会計の具体的な適用については、税効果実務指針による。なお、繰延ヘッジ損失について、将来年度の収益力に基づく課税所得によって繰延税金資産の回収可能性を判断する場合には、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における例示区分①及び②の会社に加え、例示区分③及び④のただし書きの会社についても回収可能性があると判断できるものとする。」と定められている。なお、この定めは回収可能性適用指針（案）第 46 項で踏襲している。

[7] 連結税効果実務指針第 38-2 項では、「為替換算調整勘定は、子会社等への投資に係る一時差異を構成することとなる。為替換算調整勘定に対する税効果は、主に投資会社が株式を売却することによって実現するものであるため、第 30 項の要件に従い、子会社等の株式の売却の意思が明確な場合に税効果を認識し、それ以外の場合には認識しないものとする。」と定められている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

13. 前項の定めに関して、個別財務諸表における繰延ヘッジ損益に係る税効果と連結財務諸表における為替換算調整勘定の税効果について、整合性を図る必要があるかどうか検討を行うことが提案されている（7 番、監査人）。

(6) 追徴税額の会計処理

14. 追徴税額について課税を不服としてその撤回を求め法的手段を取る場合に関して、未納付額の不計上又は納付税額の仮払処理に係る判断基準について、以下のとおり検討が提案されている[8]。

① 追徴税額について法的手続を執った後、経営者が還付可能性を考慮したうえで貸借対照表の資産の部に計上することが考えられるのではないか。
　企業は、延滞税を回避するために追徴税額を仮納付したうえで裁判に臨む場合があり、また、最近の事例では裁判で争う金額が多額となるケースがあるため、財務諸表上の認識による事業の遂行や株主への影響が甚大だと考えられる。したがって、資産計上する場合があることをより明確にしてはどうか（51 番、財務諸表作成者）。

② 追徴税額の未納付額の不計上又は仮納付額の仮払処理を適当ではないとする取扱いについて、我が国における最近の事例や IFRS における取扱いを踏まえて検討を行ってはどうか（52 番、監査人）。

(7) 対象とする税金の範囲

15. 諸税金に関する取扱いを ASBJ に移管するにあたり、新たな会計基準等が適用対象とする税金の範囲について、以下の検討が提案されている。これらについては、移管時に具体的に検討することが考えられる。

(1) 消費税に関する会計処理及び表示について、控除対象外消費税に関する取扱いを明記してはどうか（56 番、財務諸表作成者）。

(2) 固定資産税等の認識（未払計上）時期について、IFRIC 第 21 号「賦課金」では課税の対象となる事象が発生した際の負債計上を求めているが、現行の日本基準には明確な定めがないため、明記する必要があるのではないか（57 番、監査人）。

[8] 諸税金に関する取扱いでは、「追徴税額に関して、課税を不服としてその撤回を求め法的手段を取ることを会社が予定している場合も想定されるが、その場合であっても、法的手段を取る会社の意思のみでは未納付額の不計上あるいは納付税額の仮払処理を行うことは適当ではない。法的手段を取った後の経緯、会社及び課税当局（国外を含む。）の主張、相互協議の成否、裁判になった場合は当該裁判の中での双方の主張等総合的に判断し、追徴税額の還付可能性を判断する必要がある。」とされている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 「土地保有に係る特別土地保有税については、固定資産税の処理に準ずる。」という定め及び「土地取得に係る特別土地保有税については、不動産取得税の処理に準ずる。」という定めが設けられているものの、そもそも固定資産税や不動産取得税の処理について定めが設けられていない（58 番、監査人）。

(8) 無対価組織再編に係る税効果

16. 企業結合会計における無対価組織再編が行われる場合[9]の税効果の取扱いについて、以下のケースに関する取扱いを追加するよう検討を行うことが提案されている（23 番及び 24 番、監査人）。

(1) 完全子会社同士の無対価合併において、完全親会社が完全子会社株式を振り替える場合に生じる一時差異に係る税効果の取扱い

(2) 完全子会社同士の無対価会社分割において、完全親会社が完全子会社株式を振り替える場合に生じる一時差異に係る税効果の取扱い

(3) 完全子会社の事業を完全親会社へ移転する無対価会社分割において、移転する事業として孫会社株式・関連会社株式を受け取る場合の当該株式に生じる一時差異に係る税効果の取扱い

(4) 完全子会社の事業を完全親会社へ移転する無対価会社分割において、完全親会社が保有する子会社株式に生じる一時差異に係る税効果の取扱い

(5) 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）第 24-2 項[10]の適用範囲の明確化[11]

(9) グループ法人税制における寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果

[9] 完全親子会社関係にある組織再編において対価が支払われない場合の会計処理については、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離等適用指針」）第 203-2 項を参照。

[10] 個別税効果実務指針第 24-2 項では、組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱いとして、「組織再編に伴い受け取った子会社株式及び関連会社株式（事業分離に伴い分離元企業が受け取った子会社株式等を除く。）に係る一時差異のうち、当該株式の受取時に発生していたもので、かつ、受取時に会計上の損益及び課税所得（又は繰越欠損金）に影響を与えないものについては、税効果は認識しない。」と定めている。

[11] 例えば 100%子会社が親会社に行う孫会社株式の現物配当においても、子会社株式の受取時に一時差異が発生することがあるが、このような場合、個別税効果実務指針第 24-2 項を適用すべきか否か実務上判断に迷う場合があるとの意見が聞かれている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

17. グループ法人税制に関連して、国内完全支配関係にある子会社間で寄附が行われ、親会社において子会社株式の税務上の帳簿価額が修正されることにより一時差異が生じる場合[12] [13]について、以下のいずれの方法によるべきかが明らかではないとして、取扱いを明確化することが提案されている（14 番、監査人）。

(1) 税務上の投資簿価修正は会計上の子会社株式の単体簿価と税務上の子会社株式の簿価の差額であり、投資と資本を相殺しても当該差額は消去されないことを踏まえ、個別財務諸表における会計処理をそのまま連結財務諸表に引き継ぐ。

(2) 子会社間の寄附により連結グループ全体における課税関係が変わるものではないとして、連結財務諸表において投資簿価修正に係る税効果を修正する。

(10) 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合における税効果

18. 現金等を対価とする共通支配下の取引において、税務上非適格組織再編に該当し、資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合の税効果に関する取扱いについて明確化が提案されている（25 番、監査人）。

19. 例えば、子会社から他の子会社に現金対価による会社分割が行われ、分割承継会社である子会社において、現金対価と移転資産・負債の時価との差額により資産調整勘定（現金対価の方が大きい場合）が計上される場合、以下のいずれの方法によるべきかが明らかではないという意見が聞かれている。

(1) 取得の会計処理[14]と同様に、資産調整勘定に係る将来減算一時差異に対する繰延税金資産を認識してからのれんを算定する。

---

[12] 平成 22 年度税制改正により、国内完全支配関係にある子法人に対して支出した寄附金及び受領した受贈益は、損金及び益金の額に算入されないことになった（法人税法第 37 条第 2 項）。また、国内完全支配関係にある子法人間で寄附が行われた場合、親法人において、寄附を支出した子法人株式の帳簿価額について寄附金の損金不算入相当額を減額するとともに、寄附を受領した子法人株式の帳簿価額について受贈益の益金不算入相当額を増額することとなる （法人税法施行令第 9 条第 1 項第 7 号）。

[13] 寄附をした側（又は寄附を受けた側）では寄附をすることにより（又は寄附を受けることにより）純資産が減少する（又は増加する）ため、寄付金を、寄付をした側（又は寄附を受けた側）の法人と完全支配関係にある法人株主が有する子法人株式の税務上の帳簿価額に反映させる。この規定の趣旨は、このような調整をしない場合には、寄附をした側又は寄附を受けた側の法人株主において、子会社間で寄附をさせた後に、その子法人株式を譲渡することにより、作為的に損失又は利益を計上させることができないようにするためとされている（平成 22 年度の「改正税法のすべて」（大蔵財務協会））。

[14] 結合分離等適用指針第 378-3 項のなお書きに「平成 18 年度税制改正により、非適格合併等における税務上ののれん（資産調整勘定又は差額負債調整勘定）に関する規定が定められているが、当該税務上ののれんが認識される場合においては、その額を一時差異とみて、第 71 項に基づき繰延税金資産又は繰延税金負債を計上した上で、配分残余としての会計上ののれん（又は負ののれん）を算定することに留意する必要がある。」と定められている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 法人税等調整額を相手勘定として資産調整勘定に係る繰延税金資産を計上する。

(11) 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果

20. グループ法人税制又は連結納税に関連して、平成22年度税制改正により、国内完全支配関係にある子会社の解散により当該子会社の残余財産が確定した場合には、親会社は子会社の未処理欠損金額を引き継ぐこととなった一方、国内完全支配関係がある子会社について、解散による財産分配等により当該子会社株式を有しないこととなった場合には、当該譲渡損益の額を益金又は損金に算入しないこととされた。
　このことから、個別財務諸表において、子会社株式評価損について将来減算一時差異として取り扱う必要性について検討が提案されている(26番、財務諸表作成者)。

21. なお、国内完全支配子会社の株式評価損に係る一時差異は、当該子会社が解散又は清算する場合には親会社の課税所得計算において損金算入されないが、当該子会社株式を売却する場合には親会社の課税所得計算において損金算入される。

(12) 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果

22. グループ法人税制に関連して、100%子会社間で子会社株式等の売買が行われた場合に、連結財務諸表において当該取引高及び売買損益は消去され[15]、また税務上も売買損益に係る課税は繰り延べられ税金の支払は生じないにもかかわらず、連結税効果実務指針では繰延税金負債（資産）を計上することが求められていることから、この点に関して見直しの検討が提案されている（5番、財務諸表作成者）。詳細は（別紙1）を参照のこと。

23. この点、グループ法人税制に従って、投資の売却により生じた譲渡損益の繰延べに係る税務上の調整資産又は調整負債は、個別財務諸表上の一時差異に該当し、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が個別財務諸表において認識されている場合には、投資に係る一時差異とは性格が異なるため、連結財務諸表においても、個別財務諸表において認識された繰延税金資産又は繰延税金負債を計上することとされている（連結税効果実務指針第30-2項及び第53-2項）。

[15] 売買損益のうち投資先の留保利益部分は連結財務諸表において引き続き計上されるため、「消去」という表現はなじまないかもしれないが、売買前後で連結財務諸表の税金等調整前当期純利益に変化はないということである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

このように、現行の連結税効果実務指針では、グループ法人税制により生じた一時差異について、投資に係る一時差異とは異なるものとして一定の整理がなされているものと考えられる。

(13)から(16)　用語や表現に関する論点

24. 以下の論点については、用語や表現を見直すことが提案されている。

(13) 連結税効果実務指針第 48 項の数値例（15 番、監査人）
(14) 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（18 番、財務諸表作成者）
(15) 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類（50 番、監査人）
(16) 会計基準等の体系など（62 番、監査人）

事務局の提案

25. (1)から(6)及び(8)から(12)の論点については、それぞれ課題があるものの、論点の重要性、課題が生じる頻度等を勘案した場合、今回の実務指針の移管において早急に対応すべき論点とまでは考えられないため、将来の検討課題とし、第 1 項に示した 5 本の実務指針の移管が終了した後に、再度、検討に着手するかどうかを判断することとしてはどうか（ただし、移管時に用語や表現を見直す過程で対応されるものがあると考えられる。）。

26. (7)の論点については、移管時に具体的に検討することとしてはどうか。また、(13)から(16)の論点については、用語や表現に関するものであるため、今回の実務指針の移管作業において適宜見直すこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント
・　早急に対応すべき論点として追加すべきものがあるかご意見を伺いたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

課題提出者からの資料（要約・抜粋）

（別紙１）

100%子会社間での子会社株式売買時の税効果会計のルールについて

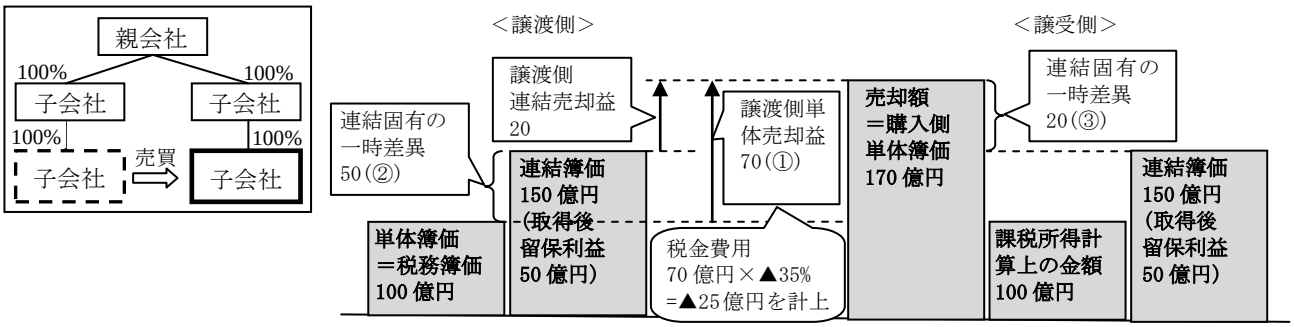

(1) 譲渡側の単体決算上の取扱い…連結納税制度税効果会計当面の取扱い（その 1）Q5
　売却に伴い生じる売却益 70 億円(①)は税務上課税は繰り延べられるが、将来加算一時差異として繰延税金負債（税金費用）の計上（70 億円×▲35%＝▲25 億円）が必要。

(2) 連結決算上の取扱い（連結税効果実務指針）
「子会社の計上した留保利益 50(②)」についての税効果会計の取扱い

・子会社の留保利益に係る一時差異については、親会社が配当を受け取るときに課税が生じると見込まれる税金額を繰延税金負債に計上する(連結税効果実務指針第 34 項､第 35 項)。ただし、国内 100%子会社株式の場合、課税が生じないため、繰延税金負債の計上はない。

・子会社株式の売却の意思決定を行った場合は、売却益として実現する部分の留保利益に対して繰延税金負債を計上する（連結税効果実務指針第 38 項)。

・100%子会社間での売買の場合、課税が繰り延べられるが、子会社株式が譲受側に移り、単体上の計上額が売却額に置き換わったため留保利益部分は連結固有の一時差異ではなくなったということで、(1)で計上した当該留保利益に係る繰延税金負債を連結決算上も計上することになる（連結税効果実務指針第 30-2 項、第 53-2 項)。

また、留保利益を上回る売却額の部分(③)については将来減算一時差異となるが、通常は回収可能性が認められなく、繰延税金資産の計上はできない。

⇒単体決算で計上した売却益に係る繰延税金負債を連結上もそのまま計上することになると考えられる。

・100%で完全支配しているグループ内で関係会社株式を持たせる場所を変えるだけであり、税務上も課税が繰り延べられるにも関わらず、連結決算上、税務費用が発生し、損益影響が生じることに強い違和感を持っております。

（例えば当該関係会社から配当という形で留保利益を吸い上げると、必ずしも税金の実支払は発生しないと考えられるため、企業集団内の完全支配関係にある国内会社間での売買によって税金費用の発生が確定したわけではないと考えます。）

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。